

平成23年第2回羅臼町議会定例会（第2号）

平成23年6月23日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第10号 専決処分した事件の承認について
日程第 2 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 3 報告第12号 事故繰越し繰越計算書について
日程第 4 報告第13号 継続費繰越計算書について
日程第 5 議案第25号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
日程第 6 議案第26号 平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
日程第 7 議案第27号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第 8 発議第 5号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を
求める意見書
日程第 9 各委員会閉会中の所管事務調査の件
日程第10 議員派遣の件

○出席議員（10名）

- | | | | | |
|----|-----|-------|----|-------|
| 議長 | 10番 | 村山修一君 | 1番 | 湊屋稔君 |
| | 2番 | 田中良君 | 3番 | 高島讓二君 |
| | 4番 | 高村和史君 | 5番 | 小野哲也君 |
| | 6番 | 坂本志郎君 | 7番 | 鹿又政義君 |
| | 8番 | 佐藤晶君 | 9番 | 松原臣君 |

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

- | | | | |
|-----------|--------|----------------|--------|
| 町長 | 脇紀美夫君 | 副町長 | 鈴木日出男君 |
| 教育長 | 池田栄寿君 | 監査委員 | 浦崎頼男君 |
| 教育委員長 | 石川勝君 | 総務課 | 川端達也君 |
| 企画振興課 | 久保田誠君 | 企画振興課参事 | 佐藤行広君 |
| 税務財政課 | 野理幸文君 | 税務財政課長補佐 | 櫻井房雄君 |
| 環境生活課長 | 五十嵐勝彦君 | 保健福祉課長 | 渡辺憲爾君 |
| 保健福祉課長補佐 | 洲崎久代君 | 地域包括ケア支援センター課長 | 斉藤健治 |
| 君水産商工観光課長 | 石田順一君 | 水産商工観光課長補佐 | 堺昇司 |
| 君建設水道課長 | 高橋力也君 | 学務課長 | 太田洋二君 |

社会教育課長	中田靖君	郷土資料室長	涌坂周一君
診療所事務長	工藤勝利君	診療所事務課長	対馬憲仁君
会計管理者	嶋勝彦君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	寺澤哲也君	次	長	大沼良司君
--------	-------	---	---	-------

午前10時00分 開議

◎開 議 宣 告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 報告第10号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第1 報告第10号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 皆さんおはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいま上程されました報告第10号専決処分した事件の承認について、また、この後、上程が予定されております報告第11号から13号の3件並びに議案第25号から27号の3件につきまして、それぞれ副町長以下、担当部課長をして説明いたさせますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願ひいたします。

報告第10号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めます。

2ページでございます。

専決処分書。

平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成23年5月30日でございます。

平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ59万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,916万1,000円とする。

2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

18款1項繰越金59万6,000円を追加し、95万7,000円。歳入合計59万6,000円を追加し、36億2,916万1,000円となるものでございます。

歳出でございます。

8款教育費59万6,000円を追加し、2億6,007万4,000円。5項社会教育費59万6,000円を追加し、2,878万4,000円。歳出合計59万6,000円を追加し、36億2,916万1,000円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明でございます。

歳入、18款1項1目繰越金59万6,000円の追加でございます。前年度繰越金に財源を求めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

8款教育費5項社会教育費2目公民館費で59万6,000円の追加でございます。内容につきましては、図書管理システムサーバー機が老朽化と思われる突然の故障に見舞われまして、図書管理貸出業務に支障を来すことから早急の修繕が必要となったために専決処分をさせていただいたところでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第10号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第1 報告第10号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第2 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（村山修一君） 日程第2 報告第11号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（野理幸文君） 10ページをお願いいたします。

報告第11号繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成22年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告するものであります。

次のページをお願いいたします。

平成22年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、前年度で設定した繰越明許費の金額や、その財源内訳を一覧表にした繰越明許費繰越計算書を5月31日付作成したので報告するものであります。

内容につきましては、2款総務費1項総務管理費、事業名は地域活性化交付金のきめ細やかな交付金で、翌年度繰越額2,439万4,000円、同じく住民生活に光をそそぐ交付金で翌年度繰越額2,375万円、合計4,814万4,000円でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第11号繰越明許費繰越計算書は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第2 報告第11号繰越明許費繰越計算書については、承認することに決定しました。

◎日程第3 報告第12号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（村山修一君） 日程第3 報告第12号事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（野理幸文君） 12ページをお願いいたします。

報告第12号事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成22年度目梨郡羅臼町一般会計事故繰越しを別紙のとおり翌年度に繰越したので報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

平成22年度目梨郡羅臼町一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため、年度内に支出を終わらなかったものを一覧表にした事故繰越し繰越計算書として5月31日付作成したので報告するものでございます。内容につきましては、2款総務費1項総務管理費、事業名は北浜・相泊地区共聴施設整備事業で、翌年度繰越額は2,415万円でございます。もう一つの事業は、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名は公的個人認証サービス事業で、翌年度繰越額は73万7,000円でございます。なお、事故繰越しとなりました原因につきましては、いずれも説明欄に記載したとおり、東日本大震災により工事機材納入おくれによるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第12号事故繰越し繰越計算書は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第3 報告第12号事故繰越し繰越計算書については、承認することに決定しました。

◎日程第4 報告第13号 継続費繰越計算書について

○議長（村山修一君） 日程第4 報告第13号継続費繰越計算書ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務課長。

○診療所事務課長（対馬憲仁君） 議案の14ページをお願いいたします。

報告第13号継続費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計継続費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告するものでございます。

15ページをお願いいたします。

平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計継続費繰越計算書でございます。

継続費の年割額の執行残額を翌年度へ繰り越すため、継続費繰越計算書を平成23年5月31日付で作成したので報告するものでございます。

1款総務費1項総務管理費、事業名は診療所改築事業でございます。継続費の総額は9億2,037万9,000円。平成22年度継続費予算減額のうち予算計上額は7,300万円、前年度通次繰越額はございませんので合計額は7,300万円となります。支出済額及び支出見込額は4,882万円でございますので、残額は2,418万円となり、このことから翌年度通次繰越額は2,418万円となるものでございます。

診療所改築事業につきましては、平成22年度から平成24年度までの3年間の継続事業として計画しております。中でも、平成22年度に予定しておりました事業のうち現診療所の解体工事につきましては、診療しながら施工することとなっておりますが、工事をたびたび中断せざるを得ない状況が生じたことなどから、解体工事が年度内に完了せず、本体工事を年度内に発注することができなかったことに伴い残額が生じるものでございます。

財源内訳につきましては、全額が地方債でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第13号継続費繰越計算書は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第4 報告第13号継続費繰越計算書については、承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第25号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第25号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の16ページをお願いいたします。

議案第25号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,672万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,588万2,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

17ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

13款国庫支出金963万円を追加し、1億3,097万7,000円。2項国庫補助金963万円を追加し、1,655万7,000円。

14款道支出金1億7,969万円を追加し、3億1,425万1,000円。2項道補助金1億7,969万円を追加し、2億3,542万円。

16款1項寄附金750万5,000円を追加し、880万円。

17款繰入金1項基金繰入金522万3,000円を追加し、2億6,815万3,000円。

18款1項繰越金3,464万9,000円を追加し、3,560万6,000円。

19款諸収入2万4,000円を追加し、3,299万6,000円。4項雑入2万4,000円を追加し、3,176万1,000円。

歳入合計2億3,672万1,000円を追加し、38億6,588万2,000円となるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費4,219万4,000円を追加し、5億4,678万6,000円。1項総務管理費3,732万7,000円を追加し、5億9,075万8,000円。7項防災費486万7,000円を追加し、1,088万2,000円。

3款民生費1億8,763万円を追加し、6億5,530万2,000円。1項社会福祉費1億8,763万円を追加し、5億3,260万4,000円。

4款衛生費144万円を追加し、8億4,315万6,000円。1項保健衛生費144万円を追加し、4億9,871万1,000円。

5款農林水産業費17万7,000円を追加し、5,062万4,000円。3項水産業費17万7,000円を追加し、3,320万2,000円。

6款1項商工費357万7,000円を追加し、1億982万7,000円。

7款土木費140万円を追加し、6,539万6,000円。2項道路橋りょう費140万円を追加し、6,374万2,000円。

8款教育費30万3,000円を追加し、2億6,037万7,000円。3項中学校費

30万3,000円を追加し、3,211万円。

歳出合計2億3,672万1,000円を追加し、38億6,588万2,000円となるものでございます。

19ページをお願いいたします。事項別明細書の説明をいたします。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費国庫補助金851万円の追加でございます。デイサービス宿泊ニーズ調査に伴う交付金補助金でございます。2目衛生費国庫補助金28万円の追加でございます。大腸がん検診の実施に伴う補助金でございます。3目土木費国庫補助金84万円の追加でございます。公住橋ほか道路橋梁長寿命化修繕計画の策定業務の交付金でございます。

14款道支出金2項道補助金1項総務費道補助金30万円の追加でございます。パスポート申請受理交付を受けるために、北海道より権限移譲に伴う交付金でございます。2目民生費道補助金1億7,907万5,000円の追加でございます。これにつきましては、民設民営による地域密着型介護老人施設の特別養護老人ホームの申請に伴い内示の決定をいただいたものでございまして、施設整備費、開設準備費の交付金でございます。3目衛生費道補助金31万5,000円の追加でございます。新型インフルエンザ接種費用の負担減、子宮頸がんワクチン接種の事業補助金の追加でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金750万5,000円につきましては、知床まちづくり基金に対しまして善意の寄附があったものでございます。

17款繰入金1項1目基金繰入金522万3,000円の追加でございます。子宮頸がんワクチン費用軽減のための繰り入れでございます。

18款1項繰越金1目繰越金3,464万9,000円の追加につきましては、補正財源を前年度繰越金に求めているものでございます。

19款諸収入4項雑入3目雑入の2万4,000円の追加につきましては、パスポート事務処理の交付金でございます。

23ページをお願いいたします。歳出の説明でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費750万5,000円の追加でございます。積立金でございます。それぞれ善意の寄附をいただいたものでございまして、診療所改築に11件728万5,000円。北方領土返還運動に1件10万円。自然保護に2件12万円の寄附金でございます。7目2,963万4,000円の追加でございます。

町有バス3台を活用しながら町内循環バス運行のために、平成15年度から阿寒バスに運行委託をしながら町民、あるいは通学児童生徒の利便を図ってきているところでございますが、それぞれ3台ともバスが20年を経過し、相当老朽化が目立つということでございまして、計画的に更新を図っていくということでございまして、一層の住民サービスに努めるということでございまして、今般、62人乗りの大型バス1台を購入する金額として町有バスに要する経費2,894万円を計上したところでございます。

一方、一般旅券の申請受理交付に要する経費69万4,000円につきましては、住民

の利便性を図るために北海道から権限移譲を受け、パスポートの申請受理、交付事務を行うこととしたものでございまして、管内4町足並みをそろえて11月1日から開始をすることといたしているところでございます。

11目の企画費18万8,000円の追加でございます。新診療所開設に伴う名称公募等に要する経費でございます。この経費につきましては、採用者に対する報償等の事務経費を計上しているものでございまして、7月1日から公募を開始するべく準備を進めております。なお、この公募に関しましては、広報あるいはホームページ等で周知を図ってきたいというふうに考えております。

7項防災費2目防災対策費486万7,000円の追加でございます。これにつきましては、災害時に必要な防災情報等を整備しながら、町民の啓発、あるいは防災意識の効用を図るために羅臼町の防災マップを作成する経費として326万8,000円。一方、備品購入費につきましては、東日本大震災に伴う緊急的支援物資を提供するために、羅臼町に備えておりました一部備品について送付をしたために、この補充をする備品購入費を今般計上させていただいたところでございます。

3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費1億8,758万5,000円の追加でございます。

1点目のデイサービスの利用者宿泊ニーズ調査事業でございます。これにつきましては、24時間対応のサービス等を推進するための調査研究でございまして、町内のゆとりステーションのデイサービス利用者に対しまして宿泊ニーズの調査分析をするもの、あるいは宿泊サービス事業実施のための人件費、あるいは備品を購入するための経費851万円でございます。その他の老人福祉に要する経費1億7,907万5000円につきましては、民設民営による地域密着型の特別養護老人ホームの施設整備に係る交付金の決定を受けたことから、施設整備費1億7,907万5,000円、それに伴う開設準備交付金として1,740万円の計上でございます。

これにつきましては、社会福祉法人の取得申請をしている最中でございますが、社会福祉法人優秋会が事業運営をするものでございまして、建設場所につきましては現在の診療所駐車場でございます。この敷地につきましては、運営事業者あるいは隣接の住民の理解をいただいているものでございます。建設規模につきましては、一部地下1階、地上3階、延べ面積が999.66平米の軽量鉄骨造りでございます。なお、その詳細の平面図等につきましては別冊で資料として提示をしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

7目特別会計繰出金4万5,000円につきましては、介護保険事業に繰り出すものでございます。

27ページをお願いいたします。

4款衛生費1目1項保健衛生費2目予防費144万円の追加でございます。生活習慣病・がん検診に要する経費56万円につきましては、40歳から60歳までの5歳刻みの

年齢に達した方々にクーポン券を送付いたしまして、がんの早期発見、受診率の向上を目指すものでございまして220人分を計上したところでございます。

予防接種に要する経費88万円につきましては、子宮頸がんワクチンの接種委託、引き続き行うものでございまして、今般、高校2年生を対象に38人分、2回目、3回目分の計上でございます。また、扶助費につきましては町外対象5人分、16万円を計上してございます。なお、インフルエンザにつきましては、通常の季節性インフルエンザ対策に移行となることから、新型インフルエンザワクチンの50万1,000円を減額するものでございます。

5款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費17万7,000円の追加につきましては、マツカワの放流事業の増加に伴う負担でございまして、管内1市3町8単協がそれぞれ負担をするものでございます。

6款商工費1項商工費7目温泉供給費357万7,000円の追加でございます。これにつきましては、4号、5号の井でありまして、熱水造成の蒸気減少対策でございます。現在、この4号、5号井から蒸気が吹き上がる状況でございますから、この蒸気の再利用を図るために、蒸気を再度、熱水造成棟に戻すという作業をするものでございます。

7款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費140万円の追加でございます。公住線の公住橋、緑町2号線の無名橋、留別1号線の無名橋、陸志別1号線の滝見橋、それぞれ4橋につきまして点検調査を行い、修繕計画の策定を委託するための経費でございます。

8款教育費3項中学校費2目教育振興費30万3,000円の追加でございます。24年度から体育授業に武道教育が取り入れられるということになったための、羅臼町としては柔道授業を取り入れるということから、今年度44着分の柔道着を学校備品として取りそろえるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

6番坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 議案第25号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算のうち、歳出のページ、25ページ、民生費老人福祉費の負担金補助及び交付金について質疑をいたします。

ここで示されている負担金補助及び交付金1億7,907万5,000円は、民設民営による小規模特別養護老人ホーム建設の補助交付金ということで、今、御説明をいただきました。この補助金の申請に当たっては、立地を含む当該施設の整備計画が決められていると思いますが、すなわちこの補助交付金を承認するということは、結果として立地条件をも含めて承認するということになります。

この建設立地は、現診療所の道路を挟んだ向かい側の駐車場に決めて申請されたわけですが、私は特別養護老人ホームの土地の立地条件として、一つは住民が生活している区域

から孤立した立地環境とならないように配慮すること、あるいは急傾斜地を避けて災害の恐れのない土地であること、また健全な療養生活を維持できる環境であること、また利用者と地域の方との交流が円滑に図れる場所であること、隣接家屋等に対して日照権等の問題がないこと、利用者の家族及び職員等の駐車場が十分確保できることが担保されているべきと考えますが、診療所前の駐車場立地に決められた理由について御説明をお願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） このことに関しましては、直接的には正式なこういう形でこの場所にとすることで議会の皆様にお話ししていなかったということがあるかもしれませんが、私としては特別委員会の十数回にわたる議論の中で、診療所建設の中で、関連した中でもってお話ししたというふうに思っているところではあります。

そういう中であって、以前から、当初はでき得れば診療所と併設した建設ということも考えていたわけでありまして、いろいろな状況の中から最終的にこの場所というふうに決めさせていただいたところがございますが、第一に、今、いろいろ坂本議員からお話しありましたけれども、私は私なりにより診療所に近いところ、しかも一般のまち中であること、要するに一般の我々といいますか、その施設に入っていない方々との交流を図られる場所であること、そういうことを考えながら適地をいろいろ検討した結果、総合的に判断して今の場所というふうにさせていただきました。

当然、その場所については、今、御指摘にあった日照権の問題等もございましたし、隣接の方とお話もさせていただき理解もいただいたということでありまして、加えて事業者がその場所でオーケーということでもあります。加えて、今度、診療所の運営をしていただく事業者の方にもその旨お話しして、それについても御理解をいただいたということもございます。それはなぜかという、当然この特別養護老人ホーム、入所者に有事の場合は医師がかかわってまいりますので、できるだけ近いほうが良いということも一つあります。そういうことも含めてもろもろ総合的に判断した結果、その場所が適地であるということで、今、この建設場所で進めようということがございますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 診療所に近いことですか、あるいは市街地の中であるとかということで総合的に判断されたということですが、私、今、6点ほど列挙しましたが、今の説明を聞いても健全な利用生活を維持する環境、例えばお年寄りのついの住みかになるわけですから、周りに芝生があったりとか花畑があったりとか車いすで散歩ができるというような、そういう環境下ではない。あるいは、利用者の家族及び職員の駐車場、図面を見ると車3台くらいしかとめられない非常に狭量が狭い土地であると。でも、この点は担保されていません。

しかし、一方で、この特別養護老人ホームの建設オープンは、町民の大きな願いでもあ

り、一日も早く稼働することが求められていることも事実です。また、この補助金の制度が、今回逃すと大震災の影響や、あるいは再申請による交付金の再獲得について大変大きな不安材料もあることを総合的に勘案したときに、このチャンスを逃すべきではないのかという考え方ももちろんあります。

町長がこの立地を選定したということについて、町長の専権事項であることはもちろん承知していますが、私はもっと以前から時間をかけて町長との話し合いの機会を議会の皆さんとも相談した上で行うべきだったと、私自身大きな反省をしています。その上で、町長はこの立地選定の経過についてどのようにお考えか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 駐車場の話がありましたけれども、駐車場は、今、診療所を建設しているところの山側のほう、そこを利用してもらおうということになるかと思えます。これは診療所と共有した形の駐車場ということになるかと思えます。それから、私はついこの住みかであるからこそ、一般の住宅と混在した形のところがいいだろうと、かけ離れたところよりはそのほうがいいだろうという判断が一つあるということをお理解いただきたいと思えます。

それからもう1点、後段のほうでありますけれども、私、町政を担って以来、行政運営上の諸課題について、必要に応じていろいろと議員の皆さんにお集まりいただき、行政懇談会を通じながらお話をし理解を得てまいりましたけれども、今回のこの特養建設に当たって御指摘の点、議会の皆さんとの意思の疎通といいますか、そういう機会が不足であったとすれば、それは私なりに大変申しわけないというふうに思っておりますので、今後そのことも踏まえながら、今後の町政運営の中で十分それについては意を用いてまいりたいと思えますし、十分に意思の疎通を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、特段の御理解を賜りたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

4番高村和史君。

○4番（高村和史君） 今の問題に関連したお話しでありますけれども、この特養の建設当初の診療所に隣接した計画であったという話は聞きました。ただ、孝仁会の申し入れで駐車場の確保をしたいということで、再度、特養の整備事業者と協議をしまして、町の真向かいのほうの駐車場の空き地に建設を決めたという流れになっていると思えます。

私が言いたいのは、整備事業者も二度も設計変更を余儀なくされたという事態になったことに対して、設計変更と、また事業の計画書等々も、これは当然ながら根室振興局のほうにも対応をしなければならないと。この設備事業者に対して大きな負担をかけざるを得

なかったという部分もあると思います。町はこの整備事業者に対して、いろいろな変更に対してどのような対応をしたのか。また、この件に対しましても、町としてどう対応を考えていたのか、この件に関してちょっとお答えをいただきたい。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 建設場所の問題と、それから駐車場のことでありますけれども、これは孝仁会のほうから申し入れというよりは、できれば余裕があったほうがいいでしょうという希望であります。したがって、それらの希望といたしますか、それを含めながら私としてはいろいろ検討をさせてもらったということでもあります。

それから、当然この特養の事業者に対して、当初の予定では今の診療所のところに併設というか、そういう形の中でというような意思を示しておりましたので、そういう中できっと事業者は進めてきたと、設計も含めて検討をしてきたという中で、途中でそういうことで当初の予定を変更して今の場所にとということについては十分説明もし、事業者にも理解をいただいたということでもあります。

したがって、そういう面で当初予定したところより違ったということでは、非常に事業者に対しては御迷惑をかけたということは思っておりまして、そのことについては十分事業者については理解を求めたということでございます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） こら辺の中身の中で、今後こういう介護の事業というのは市町村の自治体でもなかなか整備ができないという部分ですよね。そういう状態の中で、やはり整備事業者についても、きちんとそこら辺の説明責任というのをなされるべきだと思います。

質問を終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

9番松原臣君。

○9番（松原 臣君） 今の質問に対して、関連で何点かお話を聞きたいとおもいますが、先ほど町長のほうから特別委員会等で説明等をしてきたというお答えありましたけれども、診療所特別委員会としては病院の位置をどこにするかということが中心で、十何回の特別委員会の皆さんに議論して、現在の場所、建設する場所に決まったという経緯。その中で、やはりあの場所に福祉施設をとということで定例会でもきちんと述べたわけでございます。その中で変更があるとすれば、事前にその場所に決めてはいませんけれども、あれだけ時間をかけて議論をして福祉施設をあの場所と、その時点では特養か老健かまだ定まっていなかったという部分が特別委員会の議論の中であったと。その中で変更があるのであれば、特別委員会が解散しても全員協議会等で、今の場所になるのであればもっと説明を議員の皆さんにしてほしかったというふうに思います。説明不足だと私は思っております。町長は十分かなという話を思っているかもわかりませんが、議員側ではやはり説明が非常に不十分ではないのかなという、そういうようなことを思ってお

ります。それについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 私、特別委員会を十数回重ねていく中で、関連の中でお話をしたということでございますので、決してこのことだけをテーマとして取り上げて話をしたわけではございません。その辺は御理解をいただきたいと思ひますし、今、後段の部分については坂本議員に御答弁したとおりであります。したがって、繰り返しになりますけれども、もしそういうことで議員の皆さんとのそのことに関して、正式な形でもってテーマとして議論をしなかったということも含めて意思の疎通が足りなかったとするならば、私としては大変それは申しわけなかったというふうに思ひてございます。

そういう中で、今後はそういうことのないようにしてまいりたいと思ひますし、一にも二にもこのことについては町民にとってどうなのかという判断の中でこういう形をさせてもらったということでございますので、特段の御理解をいただければと思ひてございます。

以上であります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第25号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第26号 平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第26号平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括ケア支援センター課長。

○地域包括ケア支援センター課長（齊藤健治君） 31ページをお願いいたします。

議案第26号平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによ

る。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,300万8,000円とするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に定めております。

32ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款1項介護保険料7万2,000円を追加し、6,514万4,000円。

3款国庫支出金9万円を追加し、7,723万8,000円。1項国庫負担金7万2,000円を追加し、5,910万3,000円。2項国庫補助金1万8,000円を追加し、1,813万5,000円。

4款1項支払基金交付金10万8,000円を追加し、9,648万4,000円。

5款道支出金4万5,000円を追加し、4,534万6,000円。1項道負担金4万5,000円を追加し、4,422万7,000円。

7款繰入金1項他会計繰入金4万5,000円を追加し、5,797万8,000円。

歳入合計36万円を追加し、3億4,300万8,000円でございます。

続きまして、歳出です。

2款保険給付費36万円を追加し、3億1,797万2,000円。2項介護予防サービス等諸費36万円を追加し、1,111万5,000円。

歳出合計36万円を追加し、3億4,300万8,000円。

34ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳入です。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料7万2,000円を追加し、6,514万4,000円。7万2,000円の増額につきましては、歳出の増額補正にかかわる財源調整でございます。

3款国庫支出金9万円を追加し、7,723万8,000円。1項国庫負担金1目介護給付費負担金7万2,000円を追加し、5,910万3,000円。2項国庫補助金1万8,000円を追加し、1,813万5,000円。1目調整交付金1万8,000円を追加し、1,589万2,000円。

4款1項支払基金交付金10万8,000円を追加し、9,648万4,000円。1目介護給付費交付金10万8,000円を追加し、9,538万3,000円。

5款道支出金4万5,000円を追加し、4,534万6,000円。1項道負担金1目介護給付費負担金4万5,000円を追加し、4,422万7,000円。先ほどの3款国庫支出金から5款道支出金につきましては、保険給付費の歳出増額に伴うルール分を計上

しております。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金4万5,000円を追加し、5,797万8,000円。この繰入金につきましても、保険給付費歳出増額に伴う一般会計からのルール分でございます。

歳入合計36万円を追加し、3億4,300万8,000円。

36ページをお願いいたします。

歳出です。

2款保険給付費36万円を追加し、3億1,797万2,000円。2項介護予防サービス等諸費36万円を追加し、1,111万5,000円。2目介護予防療養費36万円を追加し、69万9,000円。19節負担金補助及び交付金で36万円の増額の内容につきましては、介護予防住宅改修費に予算不足が見込まれることから、支給限度額18万円の2件分、36万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、質疑を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号介護保険会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第26号平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第27号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第27号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） 38ページをお開きください。

議案第27号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更につきましては、今後想定される事業の追加でございまして、詳しくは別冊

の羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての説明資料で御説明申し上げますので、冊子の1ページをお開きください。

1ページの変更1でございます。変更1は、バス交通を確保するため、町有バス購入事業を実施するために文言を追加するものであります。

2ページをお願いいたします。変更2でございます。変更2は、防災対策の強化を図るため、災害備蓄用品等の整備事業を実施するため文言を追加するものであります。

下段の変更3では、各種予防接種の接種対象者の負担軽減を図るため、接種費用の助成事業を追加するものであります。

3ページの変更4につきましては、今、御説明いたしました事業のソフト事業分の文言を計画に追加するものであります。いずれの事業も、今後想定されるものとして追加するものであります。

なお、参考資料で計画の変更、新旧対照表をお届けしておりますので御参照いただければと思います。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第27号過疎地域自立促進計画の変更は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第27号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議第5号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸
行政の充実を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第8 発議第5号住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第5号住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成23年6月22日提出。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員田中良、同じく湊屋稔。

住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書。

現代社会における住民の暮らしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、「衣食住」に並ぶほどの社会生活の基本要素といえます。したがって、安全・安心に移動することは国民の基本的な人権の一つであり、その交通・運輸が安全・安心に営まれるよう指導・監督するのが行政の役割です。この間、政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について、原則廃止の方針を打ち出し、地方運輸局もその対象としています。

地方運輸局は、御存じのとおり国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先として各県ごとの地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に、自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通・運輸にかかわる行政を行っています。

行政をどこが担うかを考えるとき、住民の安全・安心な暮らしにとってふさわしいのはどこなのかが重要な視点となります。大綱が示すように、住民にとって地方自治体をもっとも近い行政組織であることは当然ですが、自治体の区域を越えて移動する自動車、鉄道、船舶などを対象とする行政にあっては、自治体よりも国のほうが効率的、効果的に担えるものと考えます。

そもそも、交通運輸行政はこれまでも地方では担っていないことから、国との二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政であり、住民の基本的な人権たる移動する権利を国の責任で保障するためには、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって行政を実施することはもちろん、住民の安全・安心な交通と運輸を確保するためには、地方運輸局の充実こそ必要といえます。

つきましては、下記の事項の実現を要望いたします。

記。

1、住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は、国が責任を持って直接実施すること。

2、住民のための交通運輸行政を確立するために、国の出先機関である地方運輸局を充実すること。

3、広大な北海道の交通・運輸行政を充実するために、運輸支局を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成23年6月22日。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 発議第5号住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第9 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第9 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので承認したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎日程第10 議員派遣の件

○議長（村山修一君） 日程第10 議員派遣の件を議題とします。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修及び羅臼町議会議員道内行政視察の内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第2回羅臼町議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午前11時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員